

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率（\%）} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

1. 対象期間：令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日

2. マージン率等

- 派遣労働者数 ：1 名
- 派遣先事業所数 ：1 件
- 1 日（8 時間あたり）の労働者派遣料金の平均額 ：25,600 円
- 1 日（8 時間あたり）の派遣労働者の平均賃金 ：16,000 円
- マージン率 ：37.6%
- マージンに含まれる費用

社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等の会社負担分）、福利厚生費（派遣労働者が取得する有給休暇、健康診断費）、教育訓練費（資格取得や技能講習受講費、キャリアアップに資する教育訓練費）、派遣元会社経費（事務所賃貸料、募集広告宣伝費、通信費等）等

3. 教育訓練に関する事項

- 新規採用者訓練
- ビジネススキル研修 等

4. キャリアコンサルティングの相談窓口

担当：中村

TEL：03-6450-1562